

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成19年12月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県条例第73号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例  
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。)第14条の5第1項又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第24条の3第1項に規定するそれぞれの基準日(以下「基準日」という。)に育児休業をしている職員のうち、基準日以前<u>6月</u>以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前<u>6月</u>以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の2 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第14条の5第1項又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)第24条の3第1項に規定するそれぞれの基準日(以下「基準日」という。)に育児休業をしている職員のうち、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>
<p>(育児休業をした職員についての退職手当条例の特例)</p> <p>第8条 香川県職員退職手当条例(昭和29年香川県条例第38号。以下「退職手当条例」という。)第4条の10第1項及び第5条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、<u>退職手当条例</u>第4条の10第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての<u>退職手当条例</u>第5条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、</p>	<p>第7条 香川県職員退職手当条例(昭和29年香川県条例第38号)第4条の10第1項及び第5条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、<u>同条例</u>第4条の10第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての<u>香川県職員退職手当条例</u>第5条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」</p>

「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (5) 育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務をしている職員が第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

(4) 育児短時間勤務の承認が、第13条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(特別の勤務の形態)

第11条 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員（ウに掲げる勤務の形態は、船舶に乗り組む職員に限る。） 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

ウ 52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように、かつ、毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が42時間を超えないように勤務すること。

(2) 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第5条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定めるところにより、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第13条 法第12条において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとする事。

(3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとする事。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情）

第14条 法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。

以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第15条 任命権者は、法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第16条 育児短時間勤務をしている職員（法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第3項	相当する額	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第7項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第12項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項第2号	短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100

		分の125) を乗じて得た額とする
第14条の5第5項	給料及び	給料の月額を算出率で除して得た額及び
	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第14条の5第6項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第14条の5第7項	人事委員会規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して人事委員会規則
第14条の8第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

(育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の特例)

第18条 育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第7条第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第7条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第22条の3第2項第2号	短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条

		<u>の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）</u>
第24条の3第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第24条の3第5項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第24条の3第6項	人事委員会に協議して教育委員会規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則
第24条の6第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第19条 育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第55号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第26条の見出し	短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
第26条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)
第26条の表	第2条第3項又は第4項	第2条第2項

(育児短時間勤務をした職員についての退職手当条例の特例)

第20条 退職手当条例第4条の10第1項及び第5条第4項の規定の適用につ



いては、育児短時間勤務（法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、退職手当条例第4条の10第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第5条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第21条 任命権者は、法第18条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ短時間勤務職員の同意を得なければならない。

（部分休業をすることができない職員）

第22条 略

(1) 略

(2) 育児短時間勤務職員等

(3)・(4) 略

（部分休業の承認）

第23条 略

2 勤務時間条例第15条の規定により人事委員会規則で定める育児のための特別休暇又は学校職員勤務時間条例第14条の規定により教育委員会規則で定める育児のための特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第24条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条及び学校職員給与条例第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条及び学校職員給与条例第27条第2項に規

（部分休業）

第8条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2)・(3) 略

第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第15条の規定により人事委員会規則で定める育児のための特別休暇又は公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第14条の規定により教育委員会規則で定める育児のための特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第10条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第12条及び公立学校職員の給与に関する条例第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例

定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第25条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

(委任)

第26条 略

第16条及び公立学校職員の給与に関する条例第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第11条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

(委任)

第12条 略

(職員給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、人事委員会が定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会の定めるところにより決定する。</p> <p>5 略</p> <p>6 職員(前条の規定の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 55歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とす</p>

第4条の2 再任用職員のうち、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料月額は、前条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定にかかわらず、これらの規定によるその者の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（初任給調整手当）

第7条の3 略

（扶養手当）

第8条・第9条 略

第9条の3 略

る。

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

11 第6項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

12 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（初任給調整手当）

第7条の3 略

（扶養手当）

第8条・第9条 略

第9条の3 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、同条の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)  
第9条の4 略

(通勤手当)  
第10条 略

2 略

- (1) 略  
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額（短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～サ 略

(3) 略  
3・4 略

(単身赴任手当)  
第10条の2 略

(特地勤務手当等)  
第11条の2・第11条の3 略

(超過勤務手当)  
第13条 略

(住居手当)  
第9条の4 略

(通勤手当)  
第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 略  
(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 略  
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～サ 略

(3) 略  
3・4 略

(単身赴任手当)  
第10条の2 略

(特地勤務手当等)  
第11条の2・第11条の3 略

(超過勤務手当)  
第13条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区

分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

(特定の職員についての適用除外)

第14条の4 略

2 略

3 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第10条の2、第11条の2及び第11条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

2 臨時に任用された職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の給与については、この条例の規定にかかわらず、任命権者が人事委員会に協議して別に定める。

2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

(特定の職員についての適用除外)

第14条の4 略

2 略

3 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第10条の2、第11条の2及び第11条の3の規定は、再任用職員（短時間勤務職員を除く。）及び短時間勤務職員には適用しない。

附 則

2 臨時に任用された職員及び非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）の給与については、この条例の規定にかかわらず、任命権者が人事委員会に協議して別に定める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(給料表)

第5条 略

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）以外のすべての職員に適用する。

3 略

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第7条 略

(給料表)

第5条 略

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）以外のすべての職員に適用する。

3 略

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳以上の職員のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

9 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げ

第8条 再任用職員のうち短時間勤務職員であるものの給料月額、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料月額は、前条第1項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定によるその者の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（初任給調整手当）

第19条の2 略

（扶養手当）

第20条・第21条 略

（住居手当）

第22条の2 略

（通勤手当）

第22条の3 略

2 略

る給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第8条 再任用短時間勤務職員の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（初任給調整手当）

第19条の2 略

（扶養手当）

第20条・第21条 略

（住居手当）

第22条の2 略

（通勤手当）

第22条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1）略

（2）通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（3）略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め

る額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～サ 略

(3) 略

3・4 略

(単身赴任手当)

第22条の4 略

(特勤勤務手当等)

第23条の2・第23条の3 略

(再任用職員についての適用除外)

第23条の4 第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第22条の4、第23条の2及び前条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

3 臨時に任用された職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の給与については、この条例の規定にかかわらず任命権者が人事委員会に協議して別に定める。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額（短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～サ 略

(3) 略

3・4 略

(単身赴任手当)

第22条の4 略

(特勤勤務手当等)

第23条の2・第23条の3 略

(再任用職員及び短時間勤務職員についての適用除外)

第23条の4 第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第22条の4、第23条の2及び前条の規定は、再任用職員（短時間勤務職員を除く。）及び短時間勤務職員には適用しない。

附 則

3 臨時に任用された職員及び非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）の給与については、この条例の規定にかかわらず任命権者が人事委員会に協議して別に定める。

(へき地手当等に関する条例の一部改正)

第4条 へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)



第2条 この条例において「職員」とは、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の3に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第5条の2に規定する施設（以下「共同調理場」という。）に勤務する当該職員を含む。）及び事務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用されたこれらの者を除く。）であって、香川県においてその給与を負担しているものをいう。

第2条 この条例において「職員」とは、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の3に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第5条の2に規定する施設（以下「共同調理場」という。）に勤務する当該職員を含む。）及び事務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されたこれらの者を除く。）であって、香川県においてその給与を負担しているものをいう。

（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（1週間の勤務時間） 第3条 略</p> <p><u>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</u></p> <p><u>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p>	<p>（1週間の勤務時間） 第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とする。</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、教育委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職

3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、教育委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、教育委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない

員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、教育委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

い。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間) 第2条 略</p> <p>2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。</u></p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p>	<p>(1週間の勤務時間) 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とする。</p> <p>2 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p>

5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日

3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（船員の勤務時間等の特例）

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり40時間（育児短時間勤務職員等にあつては同条第2項の規定により定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては同条第3項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項の規定により定める時間）とすることができる。

## 2・3 略

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第9条 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条まで及び前条第1項の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第7条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

（船員の勤務時間等の特例）

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり40時間（再任用短時間勤務職員にあつては、同条第2項の規定により定める時間）とすることができる。

## 2・3 略

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第9条 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条まで及び前条第1項の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

改正後			改正前		
<p>(短時間勤務職員についての特例)</p> <p>第26条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する次の表の左欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(再任用職員についての特例)</p> <p>第26条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する次の表の左欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第10条第2項第2号ア	22,000円	22,000円に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額	第10条第2項第2号ア	22,000円	22,000円に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額
略			略		

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後において育児短時間勤務をするため、育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、施行日前においても、第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第12条の規定の例により、当該承認を請求することができる。